

平成30年第4回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年4月25日午後1時30分、下記の件の議定のため平成30年第4回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第10 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 6号 農用地利用配分計画について
- 日程第13 議案第 7号 非農地証明願について
- 日程第14 議案第 8号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第15 議案第 9号 買受適格証明願について

1、出席委員 (22名)

- | | | | | | |
|-----|-------------|-----|----------------|-----|---------------------------|
| 1番 | み三浦正勝、 | 2番 | だい大黒昭夫、 | 3番 | あ阿部の |
| 5番 | いわ岩淵敬一、 | 6番 | さき佐竹きみ子、 | 7番 | あ狩野 |
| 8番 | おおお大場ひろ裕之、 | 9番 | そそ曾根かねお金雄、 | 10番 | ち千葉 |
| 11番 | すず鈴木はる春江、 | 12番 | おお尾形よういちろう陽一郎、 | 13番 | おい及川 |
| 14番 | た田だ仁いち一、 | 15番 | ささ々々木よし吉司、 | 16番 | すが菅原 |
| 17番 | いわ岩淵ひろし弘、 | 18番 | ささ々々木ひろし弘、 | 19番 | さ佐藤 |
| 21番 | あき秋山のり憲よし義、 | 22番 | よね米山よし嘉彦、 | 23番 | くろ黒澤 |
| 24番 | すず鈴木やす康のり則 | | | | かず一よし善ゆう優しょう正ひで英まさる勝、ひろ啓、 |

2、欠席委員（2名）

4番 吉田 優俊、 20番 狩野 和義

3、議事に参与した者

事務局長補佐 阿部 泰憲、主幹兼農地農政係長 小野寺 崇
主 査 菅原 賢一、

（午後1時30分 開会）

議長 ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

議長 只今から、平成30年第4回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。4番 吉田 優俊 委員、
20番 狩野 和義 委員から出ております。

議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長補佐ほか、関係職員を出席させております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、1番 三浦 正勝 委員、

21番 秋山 憲義 委員 の兩名を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。
- 議長 日程第3、事務報告をします。事務局長補佐が報告いたします。
- 事務局長 4月の事務・事業並びに5月の事業予定について、資料に基づき報告。
- 議長 これで、日程第3、事務報告を終わります。
- 議長 日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告します。
第1区の番号1番から4番までの4案件について、事務局から報告いたします。
- 事務局 番号1番は、築館地区の田5筆、畑1筆、面積2,525㎡に、
番号2番は、築館地区の田2筆、面積13,07㎡に、
番号3番は、瀬峰地区の田1筆、面積2,945㎡に、
番号4番は、瀬峰地区の田1筆、面積2,449㎡に、
盛り土を行うことについての4案件を報告。
- 議長 次に、去る4月19日、議席番号2番 大黒 昭夫委員、農地利用
最適化推進委員の 氏家 優一委員及び 小原 公康委員が現地確
認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。
それでは、小原 公康推進委員から報告願います。
- 小原推進委員 4月19日、大黒 昭夫農業委員、氏家 優一推進委員と事務局
の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りま
した。
1番・2番の詳細については、事務局から説明があったとおり、排
水不良を改善するため盛土であり、現地を確認しますと、転作による

牧草となっている状況であり、この計画は、耕作条件の改善で周辺農地にも特に影響が無いものと確認して参りました。

3番・4番についても、排水不良を改善するものであり、現地を確認しますと、一部作付け地となっているところもありますが、自己保全管理が主であり、周辺農地や隣接する農家にも特に影響がないものと確認して参りましたので、ご報告申し上げます。

議長 次に、第2区の番号5番、1案件について、事務局から報告いたします。

事務局 番号5番は、志波姫地区の田2筆、面積1,199㎡に盛土を行うことについての1案件を報告。

議長 次に、去る4月20日、議席番号5番 岩淵 敬一委員、農地利用最適化推進委員の 熊谷 ゆり委員及び 千葉 和恵委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。それでは、議席番号5番 岩淵 敬一委員から報告願います。

5番岩淵委員 4月20日、千葉 和恵推進委員、熊谷 ゆり推進委員と事務局の千葉主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

5番の詳細については、事務局から説明があったとおり、60cmの盛土を行い、大豆を作付けするものであり、東西の耕作者からの同意も得ており、また、周辺農地や隣接する農家にも特に影響がないものと確認して参りましたので、ご報告申し上げます。

議長 次に、第3区の番号6番、1案件について、事務局から報告いたします。

事務局 番号6番は、栗駒地区の田1筆、面積1,530㎡に盛土を行うことについての1案件を報告。

議長 次に、去る4月20日、議席番号15番 佐々木 吉司委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 憲一委員及び 伊藤 重行委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。
それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤推進委員 4月20日、千葉事務局と佐々木 吉司農業委員、伊藤 重行推進委員と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

6番の詳細については、事務局から説明があったとおり、既に盛土が行われ、転作田として牧草が作付けされており、特に問題がないものと確認して参りましたので、ご報告申し上げます。

議長 これで、日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長 日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告します。

第1区の11案件、第2区の17案件、第3区の2案件、合わせて30案件を事務局から報告いたします。

事務局 番号1番から4番までは、築館地区の農地法第3条及び基盤法による賃貸借権設定の解約4案件、

番号5番から9番までは、一迫地区の農地法第3条、農地中間管理事業の推進に関する法律及び基盤法による賃貸借権設定の解約5案件、

番号10番、11番は、瀬峰地区の基盤法による賃貸借権設定の解約2案件、

番号12番は、若柳地区の農地法による賃貸借権設定の解約1案件、番号13番から25番までは、金成地区の農地法第3条、農地中間管理事業の推進に関する法律及び基盤法による賃貸借権設定の解約13案件、

番号26番から28番までは、志波姫地区の農地中間管理事業の推進に関する法律及び基盤法による賃貸借権設定の解約3案件、

番号29番は、栗駒地区の基盤法による賃貸借権設定の解約1案件、番号30番は、鶯沢地区の農地法第3条による賃貸借権設定の解約1案件、合わせて30件について報告。

議長 これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長 日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告します。

第1区の2案件、第2区の5案件、合わせて7案件を事務局から報告いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の農地法第3条による使用貸借権設定の解約1案件、

番号2番は、一迫地区の農地法第3条による使用貸借権設定の解約1案件、

番号3番から5番までは、若柳地区の基盤法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の配分計画による使用貸借権設定の解約3案件、

番号6番、金成地区の農地中間管理事業の推進に関する法律の配分計画による使用貸借権設定の解約1案件、

番号7番は、志波姫地区の農地法第3条による使用貸借権設定の解約1案件、合わせて計7案件について報告。

議長 これで、日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から14番までの、14案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の所有権移転贈与を行う1案件、
番号2番から6番までは、築館地区の使用貸借権設定を行う5案件、
番号7番から9番までは、一迫地区の所有権移転売買を行う3案件、
番号10番は、一迫地区の所有権移転贈与を行う1案件、
番号11番は、一迫地区の使用貸借権設定を行う1案件、
番号12番、13番は、瀬峰地区の所有権移転売買を行う2案件、
番号14番は、瀬峰地区の所有権移転贈与を行う1案件、
以上、14案件について、許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、報告第1号同様に、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願いいたします。
それでは、小原 公康推進委員から報告願います。

小原推進委員 農地の現状変更届出と同様に書類審査を行い、詳細については、只今、事務局から説明があったとおりであります。親子間の贈与による経営継承や労働力不足、耕作不便地の解消などであり、許可にあたっては、審査基準である法律の利用要件や地域調和要件など、特に問題のないものと判断しましたので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号15番から26番までの、12案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号15番から17番までは、若柳地区の所有権移転贈与を行う

3 案件、

番号 18 番、19 番は、若柳地区の所有権移転交換を行う 2 案件、
番号 20 番は、若柳地区の賃貸借権設定を行う 1 案件、

番号 21 番から 24 番までは、金成地区の所有権移転贈与を行う 4
案件、

番号 25 番、26 番は、金成地区の賃貸借権設定を行う 2 案件、
以上、12 案件について、許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、第 2 区においても、報告第 1 号同様に現地確認調査を行って
おりますので、その結果の報告を、お願いいたします。

それでは、議席番号 5 番 岩淵 敬一委員から報告願います。

5 番岩淵委員 報告第 1 号と同様に 4 名で書類審査及び現地確認を行い、詳細につ
いては、只今、事務局から説明があったとおりであります。親子間
の所有権移転贈与や経営の合理化による所有権移転交換、賃貸借権設
定などであり、許可にあたっては、審査基準である法律の効率利用要
件や地域調和要件など、特に問題のないものと判断しましたので報告
いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、
これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第 3 区の番号 27 番から 35 番までの、9 案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号 27 番は、栗駒地区の所有権移転売買を行う 1 案件、
番号 28 番は、栗駒地区の所有権移転贈与を行う 1 案件、
番号 29 番、30 番は、栗駒地区の所有権移転交換を行う 2 案件、

番号31番から33番までは、栗駒地区の賃貸借権設定を行う3案件、

番号34番は、鶯沢地区の所有権移転贈与を行う1案件、

番号35番は、花山地区の所有権移転売買を行う1案件、

以上、9案件について、許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、第3区においても、報告第1号同様に、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告を、お願いいたします。

それでは、議席番号15番 佐々木 吉司委員から報告願います。

15番佐々木委員 4月20日、千葉事務局と佐藤 憲一推進委員、伊藤 重行推進委員と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、耕作不便等のための所有権移転売買、農業後継者等への所有権移転贈与、耕作利便のための所有権移転交換、賃貸借権設定などであり、許可にあたっては、特に問題のないものと判断しましたので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての35案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての35案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の、2案件を審議します。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、築館地区の畑1筆、面積1,341㎡を転用し、申請者が営む寺院用車庫及び来場者用駐車場が手狭なため、駐車場を造成するものであり、農地区分は山林に囲まれており、第2種農地に該当する旨を説明。

番号2番は、築館地区の畑1筆、面積988㎡を転用し、アパート1棟及び駐車場を建築造成し、不動産収入を図るものであり、農地区分は都市計画の用途地域に指定されている第3種農地に該当する旨を説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家推進委員 4月19日、大黒 昭夫農業委員、小原 公康 推進委員と事務局の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

1番は、事務局から説明があつたとおり、先代が一部を既に駐車場として使用しているものであり、残りは休耕田でありました。周辺地は、崖の傾斜地となっており、生産力の低い農地でもあることから、特に影響が無いものと判断して参りました。

2番は、現在、平坦な休耕畑となっているものであり、さらに西側は既に住宅地となっており、周辺地域に特に影響がないものと判断してまいりましたので報告いたします。ご審議の程よろしく願います。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号3番の、1案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号3番は、若柳地区の田1筆、面積107㎡、畑1筆、面積14㎡、合わせて121㎡を転用し、集合住宅の居住者共有施設として、隣接する申請地にドックラン施設を造成するものであり、農地区分は都市計画の用途地域に指定されている第3種農地に該当する旨を説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、千葉 和恵推進委員から報告願います。

千葉推進委員 4月20日、岩淵 敬一農業委員、熊谷 ゆり推進委員と事務局の千葉主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

現地の隣接地には、既に集合住宅が建築されており、当該地は荒れている農地でもあり、特に問題がないものと判断いたしましたので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号4番の、1案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号4番は、花山地区の畑4筆、面積13,732㎡を転用し、申請地周囲は、スギ人工林が多数を占め、林業地帯となっているため、拡大造林を実施するものであり、農地区分は山林に囲まれており、第2種農地に該当旨を説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、伊藤 重行推進委員から報告願います。

伊藤推進委員 来る4月20日、千葉事務局と佐々木 吉司農業委員、佐藤 憲一推進委員と私の4人で現地確認調査を行って参りました。

現地は、周辺が山林に囲まれ、現在使用されていない牧草地となっており、特に問題がないものと判断いたしましたので報告いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についての4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての4案件は、原案を可とすることに、決しました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 日程第9、議案第3号、農地転用事業計画変更承認申請について、
を議題といたします。
第3区の番号1番の、1案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、栗駒地区の畑1筆、面積448㎡で、農地区分は周辺
に公共施設が二つ以上存在し、住宅化が著しい地域となる第3種農地、
以前申請人が貸駐車場の造成で転用許可を受けていたものを、申請人
の息子世帯の居宅用地として事業計画を変更する旨を説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、伊藤 重行推進委員から報告願います。

伊藤推進委員 現地確認を行ってまいりました。この案件は、既に駐車場用地とし
て転用の許可を受けておりましたが、現状では休耕畑として使用して
おりました。施工計画においても、周辺農地や隣接する民家にも特に
影響ないものと判断してきましたので報告いたします。ご審議の程よ
ろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番三浦委員 申請地の東側について、既に駐車場として利用しているように見受
けられるが、農地法上の処理は行われているのか伺う。

事務局 申請地の東側については、平成23年度に駐車場として転用許可を

もらっており、現在駐車場として使用している旨を説明。

議長 よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号、農地転用事業計画変更承認申請についての1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号、農地転用事業計画変更承認申請についての1案件は、原案を可とすることに、決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1の、1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、瀬峰地区の田1筆、面積2,746㎡を所有権移転売買により取得し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るもの。農地区分は山林原野に囲まれた小集団農地に該当する第2種農地である旨を説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一推進委員から報告願います。

氏家推進委員 現地確認を行ってまいりましたので報告いたします。詳細は、事務局から説明があったとおりであり、現地は、荒廃している丘陵地であ

り、申請地の南西地には既に太陽光発電設備があり、周辺にも農地がなく、特に影響ないものと判断してきましたので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号2番、3番の、2案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号2番は、若柳地区の畑1筆、面積1,668㎡を所有権移転売買により購入し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るもの。農地区分は生産性の低い小集団農地に該当する第2種農地である旨、
番号3番は、金成地区の田2筆、面積456㎡を使用貸借権設定により父から使用貸借し、住宅及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は第1種農地に該当するところであるが、近隣に集落が継続して介在しているため、不許可の例外規定に該当するものである旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、千葉 和恵推進委員から報告願います。

千葉推進委員 報告いたします。詳細については、事務局から説明があったとおりであり、番号2番は、耕作不便地となっており、土手に囲まれた日当たりの良い荒廃地でありました。太陽光設置については、特に問題がないものと判断しました。

番号3番は、農振除外が終了した案件であり、現地は荒廃された転作田となっており、造成し住宅を建築するには特に問題はないものと判断しましたので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたし

ます。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番から6番までの、3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号4番は、先に議案第3号で審議した関連案件で、栗駒地区の畑1筆、面積448㎡を使用賃貸借権設定により父から使用貸借し、住宅1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は、周辺に公共施設が二つ以上存在し、住宅化が著しい地域となる第3種農地である旨、

番号5番は、鶯沢地区の畑1筆、面積444㎡を所有権移転贈与により譲り受け、世帯所有車両駐車場が不足しているため、新たに駐車場を造成するもの。農地区分は、農地以外の地目に囲まれた分断された小集団農地に該当する第2種農地である旨、

番号6番についても、議案第2号で審議した農地法第4条許可関連案件で、花山地区の畑1筆、面積5,550㎡を使用賃貸借権設定により使用貸借し、申請地周辺がスギ人工林で多数を占め、林業地帯となっているため、拡大造林を実施するもの。農地区分は山林に囲まれており、第2種農地に該当するところである。なお、この案件は、面積が3,000㎡を超える案件となることから、5月に県で開催される常設常任委員会での説明案件となる旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、伊藤 重行推進委員から報告願います。

伊藤推進委員 3件とも現地確認を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号4番は、親子関係での使用貸借権設定、番号5番は、荒廃している隣接地の所有権移転贈与、番号6番は、夫婦間での使用貸借権設定の案件であり、特に問題はないものと判断してまいりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての6案件は、原案を可とすることに、決しました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 暫時休憩いたします。(午後 2時47分)

議長 休憩中の会議を再開します。(午後 2時55分)

議長 日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。
初めに、第1区の番号1番から49番までの、49案件について審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番、2番は、築館地区の新規による賃貸借権設定2案件、
番号3番は、築館地区の農地中間管理機構関連による賃貸借権設定
1案件、

番号4番は、築館地区の農地中間管理機構関連による使用貸借権
設定1案件、

番号5番から7番までは、高清水地区の新規による賃貸借権設定3
案件、

番号8番は、高清水地区の更新による賃貸借権設定1案件、

番号9番から11番までは、一迫地区の所有権移転売買3案件、

番号12番から18番までは、一迫地区の新規による賃貸借権設定
7案件、

番号19番から26番までは、一迫地区の更新による賃貸借権設定
8案件、

番号27番から35番までは、一迫地区の農地中間管理機構関連に
よる賃貸借権設定9案件、

番号36番、37番は、一迫地区の農地中間管理機構関連による使
用貸借権設定2案件、

番号38番から40番までは、瀬峰地区の所有権移転売買3案件、

番号41番は、瀬峰地区の新規による賃貸借権設定1案件、

番号42番から48番までは、瀬峰地区の更新による賃貸借権設定
7案件、

番号49番は、瀬峰地区の農地中間管理機構関連による賃貸借権設
定1案件、

合計49案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号50番から91番までの、42案件について審

議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号50番から53番までは、若柳地区の新規による賃貸借権設定4案件、
番号54番から56番までは、若柳地区の更新による賃貸借権設定3案件、
番号57番から64番までは、若柳地区の農地中間管理機構関連による賃貸借権設定8案件、
番号65番は、金成地区の所有権移転売買1案件
番号66番から69番までは、金成地区の新規による賃貸借権設定4案件、
番号70番、71番は、金成地区の更新により賃貸借権設定2案件、
番号72番、73番は、金成地区の農地中間管理機構関連による賃貸借権設定2案件、
番号74番は、金成地区の農地中間管理機構関連による使用貸借権設定1案件、
番号75番は、志波姫地区の所有権移転売買1案件、
番号76番から84番までは、志波姫地区の新規による賃貸借権設定9案件、
番号85番から88番までは、志波姫地区の更新による賃貸借権設定4案件、
番号89番から91番までは、志波姫地区の農地中間管理機構関連による賃貸借権設定3案件、
合計、42案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号92番から137番までの、46案件について審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号92番から95番までは、栗駒地区の新規による賃貸借権設定4案件、
番号96番は、栗駒地区の新規及び更新による賃貸借権設定1案件、
番号97番から106番までは、栗駒地区の更新による賃貸借権設定10案件、
番号107番は、栗駒地区の更新による使用貸借権設定1案件、
番号108番から126番までは、栗駒地区の農地中間管理機構関連による賃貸借権設定19案件、
番号127番から132番までは、栗駒地区の農地中間管理機構関連による使用貸借権設定6案件、
番号133番、134番は、鶯沢地区の新規による賃貸借権設定2案件、
番号135番から137番までは、鶯沢地区の更新による賃貸借権設定3案件、
合計、46案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第5号の農用地利用集積計画についての137案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画についての137案件は、原案を可とすることに決しました。

議長 日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画について、を議題といたします。
初めに、第1区の番号1番から15番までの、15案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 農用地利用配分計画の貸し人は、全て農地中間管理機構となります。
番号1番は、築館地区の賃貸借権設定1案件、
番号2番は、築館地区の使用貸借権設定1案件、
番号3番から12番までは、一迫地区の賃貸借権設定10案件、
番号13番、14番は、一迫地区の使用貸借権設定2案件、
番号15番は、瀬峰地区の貸借権設定1案件、
合計、15案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号16番から31番までの、16案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号16番から23番までは、若柳地区の賃貸借権設定8案件、
番号24番から26番までは、金成地区の賃貸借権設定3案件、
番号27番、28番は、金成地区の使用貸借権設定2案件、

番号29番から31番までは、志波姫地区の賃貸借権設定3案件、
合計、16案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号32番から56番までの、25案件を審議しま
す。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号32番から50番までは、栗駒地区の賃貸借権設定19案件、
番号51番から56番までは、栗駒地区の使用貸借権設定6案件、
合計、25案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
議案第5号、農用地利用配分計画についての56案件は、原案を可
とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画についての
56案件は、原案を可とすることに決しました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長 日程第13、議案第7号、非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第2区の番号1番、2番の、2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、若柳地区の田1筆、面積52㎡、願出地は、昭和62年頃の県道拡張工事に伴い住居を移転した際、建物の一部が田に建築され現在に至っており、宅地に変更をするため願出たものである旨、

番号2番は、金成地区の田1筆、面積41㎡、願出地は、平成9年に増築した際、建物の一部方に建築され現在に至っており、宅地に変更するため願出たものである旨を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 和恵推進委員から報告願います。

千葉推進委員 報告いたします。先ほどの4名で現地確認を行いました。番号1番及び2番、共に参考資料の写真のとおり既に建物が建っている現状であり、非農地証明願いにあたっては、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番、4番の、2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号3番は、栗駒地区の畑1筆、面積91㎡、願出地は、昭和12年頃に隣接地に居住していた親戚が物置を設置し、利用してきたもの

であり、宅地に変更をするため願い出たものである旨、

番号4番は、栗駒地区の田1筆、面積1,618㎡、願出地は、休耕田として管理していたが、平成5年頃に山林化し現在に至っており、農地として復旧できる状況でないため、山林に変更するため願い出たものである旨を説明。

議長 次に関地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、佐藤 憲一推進委員から報告願います。

佐藤推進委員 4月20日、先ほどの4人で関地確認してまいりました。

番号3番については、住宅街の土地で既に宅地化となっている状況でありました。

番号4番は、既に山林化になっており、農地、水田に復元するには難しい状況であった。非農地証明願いにあたっては、特に問題はないものと判断しましたので報告いたします。ご審議の程、よろしく願います。

議長 議案の内容説明、及び関地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第7号、非農地証明願についての4案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第13、議案第7号、非農地証明願についての4案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第14、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更について、
を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から7番までの、7案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明いたします。

事務局 除外案件8件、除外面積13,079㎡、用途変更案件3件、計11案件について、農地法上の農地転用許可との調整に問題はないか、栗原市長から意見を求められているものである。

番号1番は、高清水地区の田2筆、面積3,031㎡に従業員駐車場を整備するための除外案件、

番号2番は、高清水地区の田1筆、面積4,023㎡に廃液リサイクル施設及び資材置場等整備のための用途変更案件、

番号3番は、一迫地区の畑1筆、面積152㎡に農機具置場整備のための除外案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆、面積8㎡を宅地に拡張するための除外案件、

番号5番は、一迫地区の畑1筆、面積493㎡に居宅建築のための除外案件、

番号6番は、一迫地区の畑2筆、面積788㎡に事務所等への通路用地整備のための除外案件、

番号7番は、一迫地区の畑1筆、面積906㎡に資材置き場整備のための除外案件、

合計、7案件について説明。

議長 次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 大黒 昭夫委員から報告願います。

2番大黒委員 去る4月19日、氏家 優一推進委員、小原 公康推進委員と事務局の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

番号1番は、周りにも影響がないこと、

番号2番は、民家もなく特に問題がないこと、
番号3番は、現倉庫に接して設置するものであること、
番号4番は、既にブロック塀が設置されているものであること、
番号5番は、親子関係であること、
番号6番、7番は、周りにも影響がないこと
を確認してきましたので報告いたします。ご審議の程よろしくお
願いします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

1 番三浦委員 6番、7番の案件について、長年にわたって指導し、今回やっと法
的手続きを執るようであるが、事業計画者は、前から無断で開発行為
を行うなど、農地法や農業委員会の立場を軽く考えているようである。
事業計画者には、更なる指導が必要と思ひ、農振担当事務局へ意見書
を提出するべきと思うが、いかがか伺う。

議長 農業委員会としては、申請された答申に基づき、意見を述べること
となるが、今回の意見については、担当部局に伝えるということでは
いかがか。

1 番三浦委員 農振除外がなれば、今後、農地転用としての審議が出てくるはずで
ある。このことから、毅然とした態度をとるべきではないか。

議長 意見を付して送達するので、ご理解願いたい。
その他ありませんか。

13 番及川委員 1番の案件について、農振除外については特に問題がないが、工
場敷地内に降る雨水が周辺農地に流れ出てくるおそれがある。次の段
階で、排水計画について指導していただきたく要望する。

議長 排水計画の件で意見を付して、次の段階に進めていくよう指導することとする。

その他ありませんか。

1 番三浦委員 1 番の関連で、公図において既に駐車場となっている場所の地目が田になっているようであるが、農地法上これらの手続きはどのようにになっているのか伺う。

事務局 公図の地番 6 番については、来月又はさ来月に農地転用の申請が出される予定であり、転用許可が終わったら、引き続き手続きを行うこととなります。農振除外については、6 ヶ月程度の期間を要するので、併せて、今回の申請となったものである旨を説明。

1 番三浦委員 現況はどのようになっているのか。

事務局 転作田の牧草となっている旨を説明。

議長 その他ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第 2 区の番号 8 番から 1 1 番の、4 案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号 8 番は、金成地区の田 1 筆、面積 4, 7 6 9 m²に運送車両用駐車場整備のための除外案件、

番号 9 番は、金成地区の田 3 筆、面積 2, 0 2 7 m²に乾燥調整施設等整備のための用途変更案件、

番号 1 0 番は、金成地区の畑 1 筆、面積 3, 9 5 5 m²に畜産経営拡大に伴う畜舎等整備のための用途変更案件、

番号 1 1 番は、志波姫地区の田 3 筆、面積 2, 9 3 3 m²を事業拡大

に伴う会社敷地拡張のための除外案件、
合計、4 案件を説明。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、熊谷 ゆり推進委員から報告願います。

推進委員 報告いたします。
金成1の番号8番は、盛土が既に完成しており、周りにも影響がないこと、
金成2の番号9番は、民家に隣接する農地であり、周辺農地にも特に問題がないこと、
金成3の番号10番は、外部に糞尿が漏れない計画で、周辺農地にも特に問題がないこと、
志波姫1の番号10番は、自宅の所有地で、会社に隣接されている土地となっているものであること、
を確認してきました。ご審議の程よろしく願います。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

19 番佐藤委員 確認ではありますが、金成2の番号9番は、構成員2名の土地と説明があったが、須藤さつ子さんも構成員となっているのか確認したい。

事務局 なっておりません。訂正させていただきたい旨を説明。

議長 その他ありませんか。

1 番三浦委員 金成1の番号8番は、既に盛土が始まっていたとの現地報告であったが、まずい話ではないか。急がないようとめておく必要があるのではないか。

また、志波姫1の番号11番は、1種農地で集落接続という説明で

あったが、1種農地の接続開発の場合は、既存面積の2分の1以内、さらに、新たに開発する場合は3分の1以内と強化されてきている。今回、除外を認めることにより転用許可が出てくると思うが、転用許可の例外規定の基準にも該当しないような案件を認めるわけにはいかないのではないか。

事務局 志波姫1については、農地法の転用許可にあたり例外規定の基準に該当しないものであるが、申請者からは一回で建設造成したいとの申し出があり、転用の許可権限者である宮城県と事前に相談し、宮城県からは集落接続で認める旨の回答をいただいている案件である。

1番三浦委員 今回の申請は、自己所有地という説明であったが、事業計画者は法人で土地所有者は会社の役員である個人所有地である。自己所有地とは異なり賃貸借契約などにより行われると思うが、きちんと認識していただく必要があると思う。それから、集落接続で農振計画の1種農地を農振除外で一気に30aを除くということは、このケースに該当させていいのか疑問である。市として、企業誘致はまとまった場所にしていくべきであり、旧町時代からの工場の拡張だからといって1種農地に混在することは好ましくない。今回の案件は、1種農地の中にある既存企業による案件であるが、既存企業の増設だからといって安易に認めることのないように、市としても十分注意していただきたい。

議長 三浦委員さんの意見についても理解できるところであるが、転用の許可権限者である宮城県と相談した内容でもあるのでご理解願いたい。

議長 暫時休憩します。(午後 4時20分)

議長 休憩中の会議を再開します。(午後 4時43分)

議長 志波姫1の番号11番について、宮城県を確認いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 集落接続に該当するかについて、県及び市の担当者に確認したところ、変更の目的及び変更の必要性には記載されておりましたが、既存する事務所を今回造成する場所に移転することとあります。よって、集落接続で認める旨を回答している案件であることを説明。

議長 今回の案件は、事業拡大の拡張ではなく、事務所を移転するための拡張であり、集落接続に該当するものとした内容でありますので、ご理解願います。

1 番三浦委員 県の説明であれば、了解した。

議長 他に質問ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第 8 号、農業振興地域整備計画の変更についての 11 案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

1 番 三浦委員 異議はございませんが、番号 6 番、7 番については、意見を付していただきたい。

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第 14、議案第 8 号、非農業振興地域整備計画についての 11 案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 15、議案第 9 号、買受適格証明願について、を議題といたします。
第 2 区の番号 1 番の、1 案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明いたします。

事務局 番号1番は、仙台地方裁判所古川支部で競売の公示がされた、志波姫地区の田1筆、面積5,919㎡に対しての買受適格証明願が提出されたものである旨を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番三浦委員 なぜ、志波姫地区の物件に栗駒地区の申請人が買受適格証明願いを提出しているのか、分かるのであれば教えていただきたい。

事務局 買受の希望が出されたものであり、適格者であるという証明の発行を審議するものである旨を説明。

議長 その他質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第9号の買受適格証明願についての1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、日程第15、議案第9号、買受適格証明願についての1案件は、原案を可とすることに決しました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第4回栗原市農業委員会 総会を閉会
いたします。

< 午後 4時55分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____